

香取市とロコティ株式会社及び株式会社さくら印刷 のデジタルを活用したひとづくり・まちづくりに関する包括連携協定

香取市（以下「甲」という。）、デジタルハリウッド STUDIO を運営するロコティ株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社さくら印刷（以下「丙」という。）は、相互に連携を強化し、デジタルを活用したひとづくり・まちづくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、デジタル化が進展する社会において、甲、乙及び丙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進するとともに、デジタルを活用したひとづくり・まちづくりを推進していくことを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力しながら取組みを進める。

- （1）デジタル・クリエイティブ人材育成に関すること。
 - （2）デジタルを活用した取組みに関すること。
 - （3）情報発信（シティプロモーション）力強化全般に関すること。
 - （4）新事業創出に関すること。
 - （5）その他デジタルを活用したひとづくり・まちづくりに関すること。
- 2 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、連携・協力して実施することが有効な前項各号の事項（以下「実施事項」という。）について取り組むものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、実施事項について、その具体的な推進方法及び役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。なお、実施事項に関しては、甲、乙及び丙の協議により乙又は丙の関連会社を実施させることができる。
- 4 甲、乙及び丙は、連携して取り組んだ実施事項について、今後の推進方法等に関し、必要に応じて協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1箇月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による申出がない場合は、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（変更及び解除）

第4条 甲、乙又は丙のいずれかが、協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙及び丙の協議の上、本協定の変更又は解除を行うことができる。

（反社会的勢力への対応）

第5条 甲、乙及び丙は、香取市暴力団排除条例（平成24年香取市条例第3号）第2条第3号に

規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しないことを表明し保証する。

- 2 甲、乙及び丙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。
- （1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
 - （2）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
 - （3）その他前2号に類似する行為
- 3 甲、乙及び丙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（守秘義務）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定の締結及び協力の検討並びに実施において知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に当該相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 甲、乙及び丙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年7月24日

甲 千葉県香取市佐原口 2127 番地
香取市
香取市長

伊藤友則

乙 茨城県神栖市大野原 4-7-11 鹿島セントラルビル新館 1 階
ロコティ株式会社（デジタルハリウッド STUDIO 鹿島）
代表取締役会長

花房寛

丙 千葉県茂原市下永吉 399-1
株式会社さくら印刷（デジタルハリウッド STUDIO 千葉・松山・鹿島）
代表取締役社長

鎌田俊郎